

公民(日本の平和主義)

日本国憲法は、平和主義を基本原理としていて、①憲法第 9 条には
②戦争 を放棄し、③戦力 を持たず、④核兵器 を認めないと定め
ている。また、1945年に⑤広島 と⑥長崎 に原子爆弾を投下さ
れ、多くの犠牲者を出した立場から、核兵器を「⑦保有、⑧製造、
⑨譲渡」という⑩禁止 をかけている。

一方で、日本国憲法は③戦力 の不保持を定めているが、日本は
国を防衛するために⑪自衛隊 を持っていて、災害派遣や
⑫国際平和協力 活動への参加などの活動を行っている。

また、日本は防衛のために、アメリカと、他国が日本の領土を
攻撃したときに共同して対処する⑬日米安全保障条約 を結んでいる。